

平成23年度統計法施行状況報告のポイント

平成24年6月 総務省政策統括官(統計基準担当)

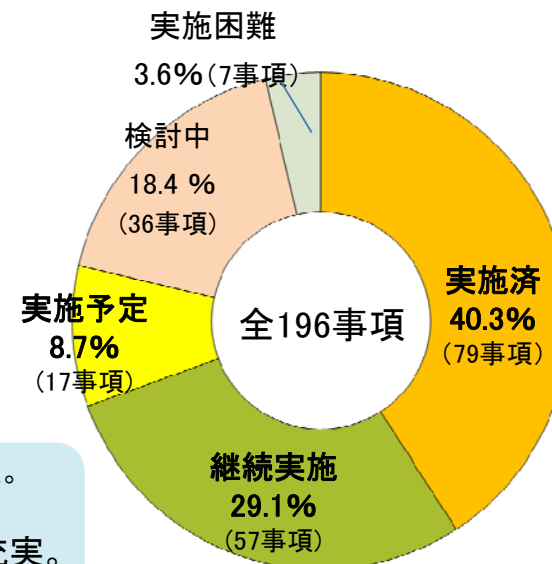
1 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)の推進状況

平成23年度は、現行の基本計画(21年度～25年度)の中間年にあたることから、講ずべき具体的施策として同計画の「別表」に掲げられた196事項について、「実施済」、「検討中」などの推進実績の把握を初めて実施。

基本計画(別表)196事項のうち
➡ **153事項(78.1%)**について措置済
(実施済・継続実施・実施予定の合計)

平成23年度中に行われた基本計画に係る主な取組は以下のとおり。

- ・ 国民経済計算について、資産推計の充実・改善など作成基準を変更し、23年12月～24年1月に公表。
- ・ 経済センサスー活動調査を24年2月に初めて実施。
- ・ 24年10月就業構造基本調査等で、非求職理由と出産・育児の関係等、調査項目を充実。
- ・ 23年10月社会生活基本調査で、休暇取得日数や健康状態等の調査項目を追加。
- ・ 「政府統計の統一ロゴタイプ」を23年10月18日(統計の日)に総務大臣決定。



2 公的統計の作成状況

- ・ 全国物価統計調査の小売物価統計調査への統合(全国物価統計調査により、5年ごとに把握していた物価構造(店舗の場所や形態ごとの財・サービスの価格等)を毎年把握)。
- ・ 調査票情報の二次的利用(オーダーメイド集計、匿名データ)について、23年度は29の統計調査(22年度は24調査)で利用可能。

3 統計委員会の審議結果における重要検討事項への対応状況

- ・ 東日本大震災への対応として、被災地域を調査対象から一時的に除外することや、被災地域の統計データを補完推計する等の措置を実施するとともに、被災に係る統計の公表を実施。
- ・ 統計調査の母集団情報を提供する事業所母集団データベースについて、整備方針を作成し、労働保険情報などの行政記録情報等の活用を推進。